

00759

鳥取縣公報

號

昭和十三年三月十一日

外

金曜日

縣令

○鳥取縣令第三號

揮發油及重油販賣取締規則施行細則左ノ通定メ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十三年三月十一日

鳥取縣知事

立

田

清

辰

揮發油及重油販賣取締規則施行細則

第一條 揮發油及重油販賣取締規則(以下單ニ規則ト稱ス)又ハ本令ニ依リ知事ニ提出スベキ願届書類ハ揮發油又ハ重油ヲ工場又ハ事業場ニ使用セントスル場合ニ於テハ其ノ所在地ヲ管轄スル警察署長ヲ、營業用自動車ニ使用セントスル場合ニ於テハ營業所ノ所在地ヲ其ノ他自動車ニ使用セントスル場合ニ於テハ所有者住所地ヲ管轄スル警察署長ヲ、ガソリン機關車ガソリン自動車ディーゼル機關車又ハディーゼル自動車ニ使用セントスル場合ニ於テハ地方鐵道又ハ軌道ヲ經營スル

者ノ主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル警察署長ヲ、船舶ニ使用セントスル場合ニ於テハ船籍港
 (漁船並船鑑札規則第一條第一號第二號ニ掲グル船舶ニ在リテハ其ノ所有者ノ住所地)ヲ管轄ス
 ル警察署長ヲ、其ノ他ノ場合ニ於テハ交付申請書提出者ノ住所地ヲ管轄スル警察署長ヲ經由ス
 ベシ

第二條 規則第六條ノ規定ニ依ル購買券ノ交付申請書ハ其ノ使用セントスル月ノ前々月ノ五日迄ニ
 提出スベシ

購買券ハ交付申請書ノ提出アリタル月ノ翌月末日迄ニ之ヲ交付スルモノトス

第三條 購買券ハ交付申請書ノ經由アリタル警察署長之ヲ交付スルモノトス

第四條 購買券ハ一箇月分宛交付ス但シ船舶ニ使用スル爲特別ノ事由アル場合ニ於テハ六月分以內
 ヲ限リ交付スルコトアルベシ

第五條 購買券ノ交付ヲ受ケタル者ニ對シテハ翌月ノ購買券交付期日迄ハ購買券ノ交付ヲ爲サズ但
 シ盜難、燒失其ノ他特別ノ事由アル者ニ對シテハ其ノ事由明白ナル場合ニ限リ交付ヲ受ケタル
 購買券ニ依リ買受クルコトヲ得ベカリシ數量ヨリ既ニ買受ケタル數量ヲ引去リタル殘存數量ノ
 範圍內ニ於テ購買券ノ再交付ヲ爲スコトアルベシ

第六條 前條但書ニ依リ購買券ノ再交付ヲ受ケントスル者ハ其ノ事由及規則第六條第二項各號ニ掲

グル事項ヲ記載シタル再交付申請書ヲ知事ニ提出スベシ

第七條 規則第十二條ノ規定ニ依ル報告書ハ毎月七日迄ニ知事ニ提出スベシ

第八條 規則第十條ノ規定ニ依ル届書及同第十二條ノ規定ニ依ル報告書ハ販賣場所在地ヲ管轄スル

警察署長ヲ經由スベシ

第九條 購買券交付申請書、購買券再交付申請書並ニ規則第十條ノ規定ニ依ル届書及同第十二條ノ
 規定ニ依ル報告書ハ正副二通ヲ作成提出スベシ

第十條 購買券交付申請書、購買券再交付申請書並揮發油若ハ重油販賣業者又ハ石油精製業者ノ届
 書、帳簿及報告書ハ左ノ様式ニ依ルベシ

- 一 購買券交付申請書 別記第一號様式
- 二 購買券再交付申請書 別記第二號様式
- 三 規則第十條ノ規定ニ依ル届書 別記第三號様式
- 四 規則第十一條ノ規定ニ依ル帳簿 別記第四號様式
- 五 規則第十二條ノ規定ニ依ル報告書 別記第五號様式

附 則

昭和十三年四月ニ購買券ノ交付ヲ受ケントスル者ハ購買券交付申請書ヲ三月三十一日迄ニ知事ニ提
 出スベシ

00774

第二號様式

(再交付申請書様式)

購買券再交付申請書

申請者ノ業種		揮發油又ハ重油ノ別		買受ケントスル數量		再交付申請事由	
ガロン		トスル購買券ノ種類及枚數		使用豫定期間			
種別		型式		噸數		記事	
車輛番號		工場、事業場名又ハ船名		馬力、速力又ハ大サ		車輛數、隻數、噸數	
船名		噸數		船ノ噸數		一日平均走行行程(航行)區	
						一日平均作業時間又ハ	
						走行(航行)區間又ハ出漁日數	

00775

工場事業場、事務所ノ所在地又ハ營業所在地	船籍港	前回購買券ノ交付ヲ受ケタル年月日	前回交付ヲ受ケタル購買券ノ種類及枚數

右購買券再交付相成度此段及申請候也

年

月

日

住所

縣知事 氏名 殿 申請人 氏名 印

00773

(申請書記載注意事項)

- (一) 本申請書ハ揮發油又ハ重油毎ニ提出スルコト
- (二) 購買券ノ種類及枚數ノ欄ニハ何ガロン(立)券何枚ト記載スルコト
- (三) 使用設備ノ概要ハ出來得ル限リ詳細ニ記載スルモノトシ
 - (イ) 自動車ニ就テハ種類型式欄ニ「バス」「タクシー」「タイヤー」貨物自動車小型自動車(更ニ細別ス)等ノ別ヲ其ノ他指定欄ニハ車輛番號、馬力數車輛數一日平均走行行程等ヲ記載スルコト
 - (ロ) 工場事業場ニ在リテハ種類、型式欄ニ其ノ使用スル爐機關又ハ汽罐等ノ種類型式其ノ他指定欄ニ馬力數又ハ大サ基數、一日平均作業時間ヲ記載スルコト
 - (ハ) 機關ヲ使用スル鐵道軌道ニ在リテハ種類型式欄ニ使用ノ機關ノ種類型式(ガソリン機關車又ハガソリン自動車ディーゼル機關車若ハディーゼル自動車等ニ區分ス)其ノ他指定欄ニ馬力數、車輛數、一日平均走行行程、走行區間ヲ記載スルコト

00777

- (ニ) 船舶(運輸業及漁業)ニ在リテハ種類型式欄ニ使用機關又ハ汽罐ノ種類、型式其ノ他指定欄ニ馬力數、噸數、隻數、一日平均航行行程航行區間(漁船ニ在リテハ出漁日數)ヲ記載スルコト
- (ホ) 右以外ノモノニ在リテハ夫々右ニ準ジ記載スルコト
- (ヘ) 特ニ説明ヲ要スル事項アルトキハ記事欄ニ記載スルコト
- (四) 工場、事業場ニ使用セントスルモノニ在リテハ其ノ所在地ヲ旅客又ハ物品運送事業ニ使用スル自動車ニ使用セントスル場合ニ在リテハ其ノ營業所ノ所在地ヲガソリン機關車ガソリン自動車ディーゼル機關車又ハディーゼル自動車ニ使用セントスルモノニ在リテハ地方鐵道又ハ軌道ヲ經營スルモノノ主タル事務所ノ所在地ヲ夫々該當欄ニ記載スルコト
- (五) 船舶ニ使用セントスル場合ニ在リテハ船籍港ヲ記載スルコト
但船鑑札規則第一條第一項第一號及第二號ニ該當スル船舶ニアリテハ其ノ所有者ノ住所地ヲ記載スルコト

00778

第三號様式

(揮發油及重油販賣取締規則第十條ニ依ル届出書ノ様式)

揮發油 販賣場 届出書

取扱ニ係ル石油ノ種類
 販賣場ノ所在地
 販賣場ノ名稱
 販賣業者又ハ石油精製業者ノ氏名稱及住所
 貯藏設備ノ概要
 備考

右及届出候也

年 月 日

届出人 住所 氏名 名 印

縣知事 氏名 殿

(注意)

- (一) 本届出書ハ販賣場毎ニ提出スルモノトス
- (二) 届出後變更アリタルキハ一週間以内ニ其ノ旨届出ツルコト
- (三) 數個所ニ販賣場ヲ有スルモノニアリテハ備考欄ニ其ノ旨ヲ記載スルコト

00779

第四號様式

(揮發油及重油販賣取締規則第十一條ニ依ル帳簿様式)

揮發油 重油 受入 及 販賣 高 賣

受入			販賣		
月日	數量	價格	月日	數量	價格
		受入先住所氏名又ハ名稱			販賣先住所氏名又ハ名稱
					引換タル購賣券數
合計	立		合計	立	

注意

- (一) 本帳簿ハ各販賣場ニ揮發油重油毎ニ備付クルコト
 - (二) 販賣先ノ氏名稱及住所ハ購買券ト引換ヘ販賣シタル場合及揮發油ニ在リテハ「リットル」以下ヲ重油ニ在リテハ「五リットル」以下ヲ販賣シタル場合ニハ記載スルヲ要セズ
 - (三) 數量欄ハ單位ヲ明確ニ記入シ置クモノトス而シテ合計欄ハ揮發油及重油トモ「立」單位ニテ記入ノコト
- 換算率ヲ「ガロン」三、七八五四立トス

00783

第五號様式

(揮發油及重油販買収締規則第十二條ニ依ル報告書様式)

何月分 揮發油 重油 受入及販買高報告書

受 入 販 賣

月 日	數 量	價 格	受入先氏名 名稱及住所	月 日	數 量	價 格	販賣先氏名 名稱及住所	引換ヘタル購買券 種類 枚數
合 計	立			合 計	立			

右及報告候也

年 月 日

報 告 人 住 所

氏 名 氏 名 印

縣知事

氏名 殿

(注意)

- (一) 本報告書ハ販買毎ニ揮發油、重油別ニ前月分ヲ取纏メ作成シ毎月七日迄ニ提出スベキコト
- (二) 販賣先ノ氏名、名稱及住所ハ購買券ト引換ヘ販賣シタル場合及揮發油ニ在リテハ「一」リツ
トル以下ヲ、重油ニ在リテハ「五」リツトル以下ヲ販賣シタル場合ニハ記載スルヲ要セス
- (三) 數量欄ハ單位ヲ明確ニ記入シ合計欄ハ揮發油及重油トモ「立」單位ニテ記入ノコト換算率
ヲ「一」ガロン「三、七八五」立トス (以上)

昭和十三年三月十一日印刷
昭和十三年三月十一日發行

發行者 鳥取縣鳥取市東町 縣
印刷所 鳥取縣氣高郡大正村大字古海 支所